

産廃経営塾OB会西日本ブロック 2021年度成果発表会資料

西日本ブロック
リーダー 吉本 龍太郎(14期卒)

テーマ

IT・DX

テーマ

IT・DX

電子マニフェスト

テーマ

IT・DX

電子マニフェスト

関係者が多い

促進が直接事業改善につながる

個人的心情



環境省様への提言

電子マニフェストの 「全関係者の加入」撤廃

のきっかけづくり

大前提としての疑問

電子マニフェストは普及したほうがいいのか

大前提としての疑問

電子マニフェストは普及したほうがいいのか？

4. アンケート・ヒアリング調査の結果

(2) マニフェスト事務作業の電子化による削減効果 (図3-2)

マニフェストに係る全作業量のうち、電子マニフェストの導入により半分以上(45.6%)にまで事務作業量を削減できたとの集計結果が得られた。

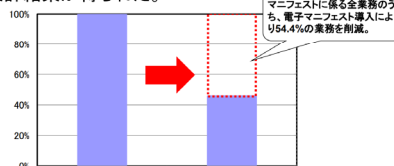


図3-2 マニフェスト事務作業の電子化による削減効果

IV-119

10

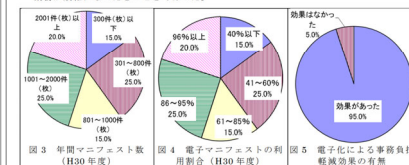
3.2.5 マニフェスト事務作業の電子化による削減効果 (表1)

電子マニフェストの導入による事務負担軽減効果の有無を問う。電子マニフェストの導入により、事務負担軽減の「効果があった」という回答が19社(95.0%)、「効果はなかった」という回答が1社(5.0%)であった。「効果はなかった」と回答した1社は、同一現場で電子マニフェストと紙マニフェストを使用して運用したことにより、業務が煩雑になったとのことであった。

削減割合(%)
最小値
最大値
平均値

3.2.3 電子マニフェストの導入による事務負担軽減効果の有無 (図5)

電子マニフェストの導入による事務負担軽減効果の有無を問う。電子マニフェストの導入により、事務負担軽減の「効果があった」という回答が19社(95.0%)、「効果はなかった」という回答が1社(5.0%)であった。「効果はなかった」と回答した1社は、同一現場で電子マニフェストと紙マニフェストを使用して運用したことにより、業務が煩雑になったとのことであった。



処理業者の事務コストは削減可能
(人件費、郵送費、保管費用)

+

社会的なコストも削減できそう。
(不要な郵送、CO2排出等)

2020年1月電子マニフェスト導入に伴う事務負担軽減効果に関する調査結果
https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2020/02/R01manifest_chousa_3.pdf

(みづのり)

「絶対にマケられない戦いがそこにはある」

経営塾OB会 東日本Aブロック

1,440時間/年

432万円/年

マニ管理の事務コストは平均432万円/年

平成28年東日本ブロック発表会資料より

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者 氏名
事（排出者） 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		事（排出事業者） 名称 所在地 〒 電話番号	
産廃物 種類（普通産業廃棄物） ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 2000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら（有害） ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油（有害） ☐ 7425 廃油（有害） ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥（有害） ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸（有害） ☐ 7427 廃酸（有害） ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ（有害） ☐ 0600 電プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ（有害） ☐ 7429 ばいじん（有害） ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物（有害） ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 紙くず（有害）		数量（及び単位） 産業廃棄物の名称 有害物質等 処分方法 備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
最終処分 場所 名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
運搬受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		運搬受託者 名称 所在地 〒 電話番号	
処分受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		処分受託者 名称 所在地 〒 電話番号	
運搬の委託 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄) 運 搬 終了年月日 年 月 日 数量（及び単位） 有害物質質量	
処分の委託 (受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		(受領欄) 処 分 終了年月日 年 月 日 最終処分 終了年月日 年 月 日	
最終処分 行った場所 (名称／所在地／電話番号) (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		照会 確認 B 票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日	

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

コンプライアンス的にも
推進すべき

見本

全国産業資源循環連合会HPより
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/manifest/>

大前提としての疑問 に対する回答

電子マニフェストは
普及すればするほど
処理業者・社会・コンプライアンス
にとって良い効果がある

100%普及まではもうちょっとある・・・
(70%でもすごい！)

－ 2021.12 －

電子マニフェスト利用割合（電子化率） 70%達成について（ご報告）

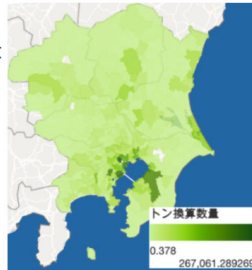
令和3年12月、電子マニフェストの登録件数は直近1年間（1～12月）で3,500万件を超え、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）における目標「2022年度（令和4年度）の電子マニフェスト普及率を70%にする」に達しましたことをご報告申し上げます。

日頃より電子マニフェストをご利用いただいています排出事業者、収集運搬業者、処分業者の皆様、普及拡大にご協力いただいています関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

この蓄積された電子マニフェスト情報はまさに静脈産業のビッグデータであり、JWセンターでは「電子マニフェスト情報の活用を推進する」ための検討を進めており、その一部をホームページに公開しています。

◎ [電子マニフェストで見る廃棄物](#)

引き続き電子マニフェストの普及、情報利活用に努めてまいりますので、関係者の皆様には、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



2021年12月
70%達成

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/regist/index.html>

電子マニフェスト普及の際の関係者のメリットデメリット

：メリットの方が大きい人

：デメリットの方が大きい人

排出者

高頻度

収集運搬業者

低頻度

処分業者

行政

各種協会

電子マニフェスト普及の際の関係者のメリットデメリット

個別の手間が発生

個別の費用が発生

紙マニフェストで別に不便ではない
電子マニフェストのメリットを感じない
収入減が減る



**マニフェストの電子化がすべての
利用者の課題解決に繋がっていない**

: デメリットの方が大きい人

排出者

収集運搬業者
低頻度

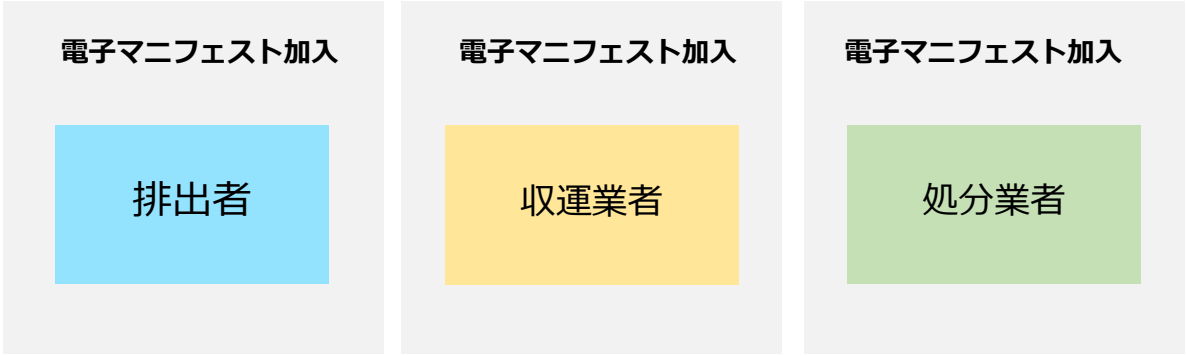
処分業者

各種協会

では、
「電子マニフェスト導入によりメリットがあるユーザー特化型」
の仕組みにしていればいいのでは！

電子マニフェスト新スキーム 案（運用面）

現行

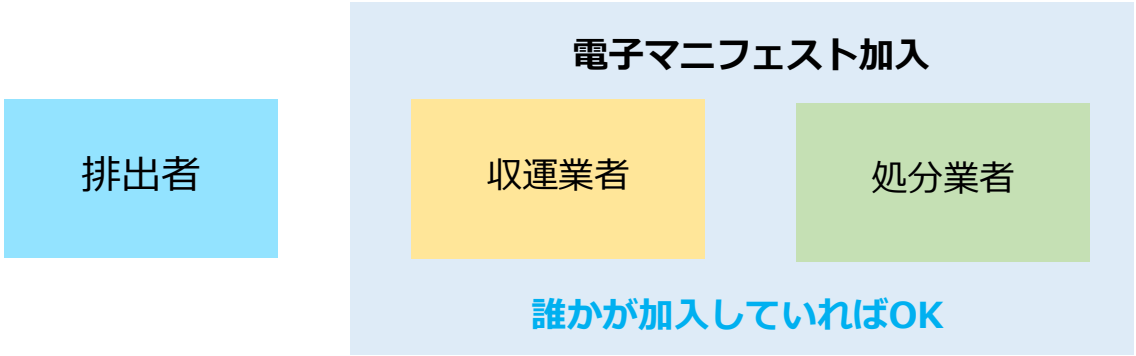


電子マニフェスト新スキーム 案（運用面）

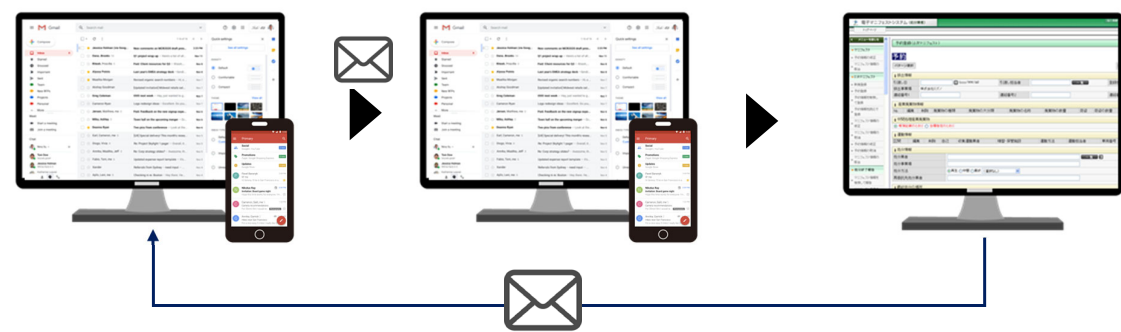
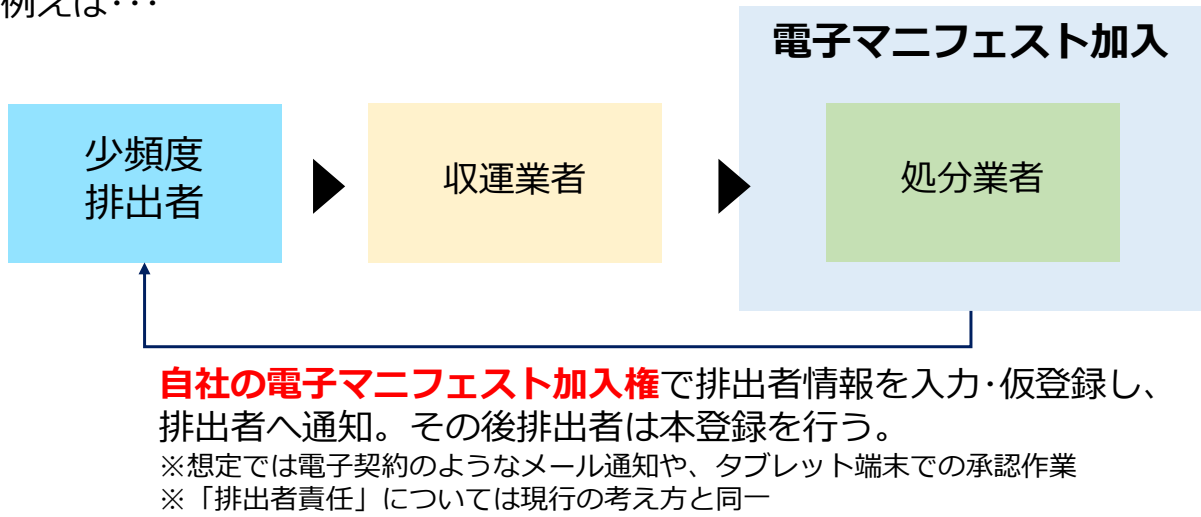
現行



提言



例えば・・・



電子マニフェスト新スキーム案(排出事業者支援の枠組みを活用)

事務連絡
令和元年 6 月 18 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電子マニフェスト現場登録支援機能の運用開始について

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より御尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定するいわゆる電子マニフェストについては、利便性及び遵法性向上のため、これまでシステムの機能強化を行ってきたところ、このたび、更なる利便性の向上、登録期限の遵守を目的とした現場登録支援機能（以下「新機能」という。）の開発が完了し、運用を開始しますので、お知らせします。

記

1. 新機能の概要
電子マニフェストシステムの操作を熟知している処理業者の支援を受けて、排出事業者が排出現場等においてスマートフォンやタブレットを利用して簡便にマニフェスト登録ができる機能（別添参照）。

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排出事業者が自らの責任で交付／登録するべきものであることから、新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力（仮登録）した内容を排出事業者が確認した上で本登録する仕組みとしており、排出事業者が登録内容に責任を負うことに変わりはありません。

2. 新機能の運用開始日時
令和元年 7 月 1 日（月）午前 4 時

3. 新機能の運用開始に伴うシステム停止期間
令和元年 6 月 30 日（日）午前 0 時から同年 7 月 1 日（月）午前 4 時までの間

4. 電子マニフェスト加入者への周知
上記 1～3 の電子マニフェスト加入者への周知につきましては、電子マニフェストシステムを運用している（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、電子メールによる通知、ホームページ上での公表を行っています。

**電子マニフェスト
スマホ・タブレットを活用した 現場登録支援機能**

収集運搬業者のつぶやき

全部電子マニフェストにできれば、
運搬報告や、集計も楽になるのはわかるんだけど・・・
お客さんがなかなか使ってくれないんだよなあ・・・

排出事業者が電子化されないと収集運搬業者は、多量の紙マニフェストを運用し続けることに・・・

電子マニフェストで排出事業者の支援ができるように！

- 収集運搬業者がマニフェスト作成の支援をしつつ、排出現場で排出事業者にマニフェストを登録してもらい「現場登録支援機能」が7月提供開始予定！
- 電子マニフェストに加入している収集運搬業者の方であれば、無料でご利用いただけます。
- 電子化に躊躇している排出事業者でも、現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため加入のハードルがぐんと下がります。
- 団体加入制度を利用し、お客様30社以上を一気に電子化すれば、収集運搬業者の社内のマニフェスト管理が一気に楽になります。

《現場登録支援機能運用の流れ》

< STEP 1 >
収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェストを仮登録

< STEP 2 >
排出現場で運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力

< STEP 3 >
排出事業者が運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って登録！

今日は〇×工場
で廃プラを収集よ

今日は4袋だね

確認OK！登録完了！

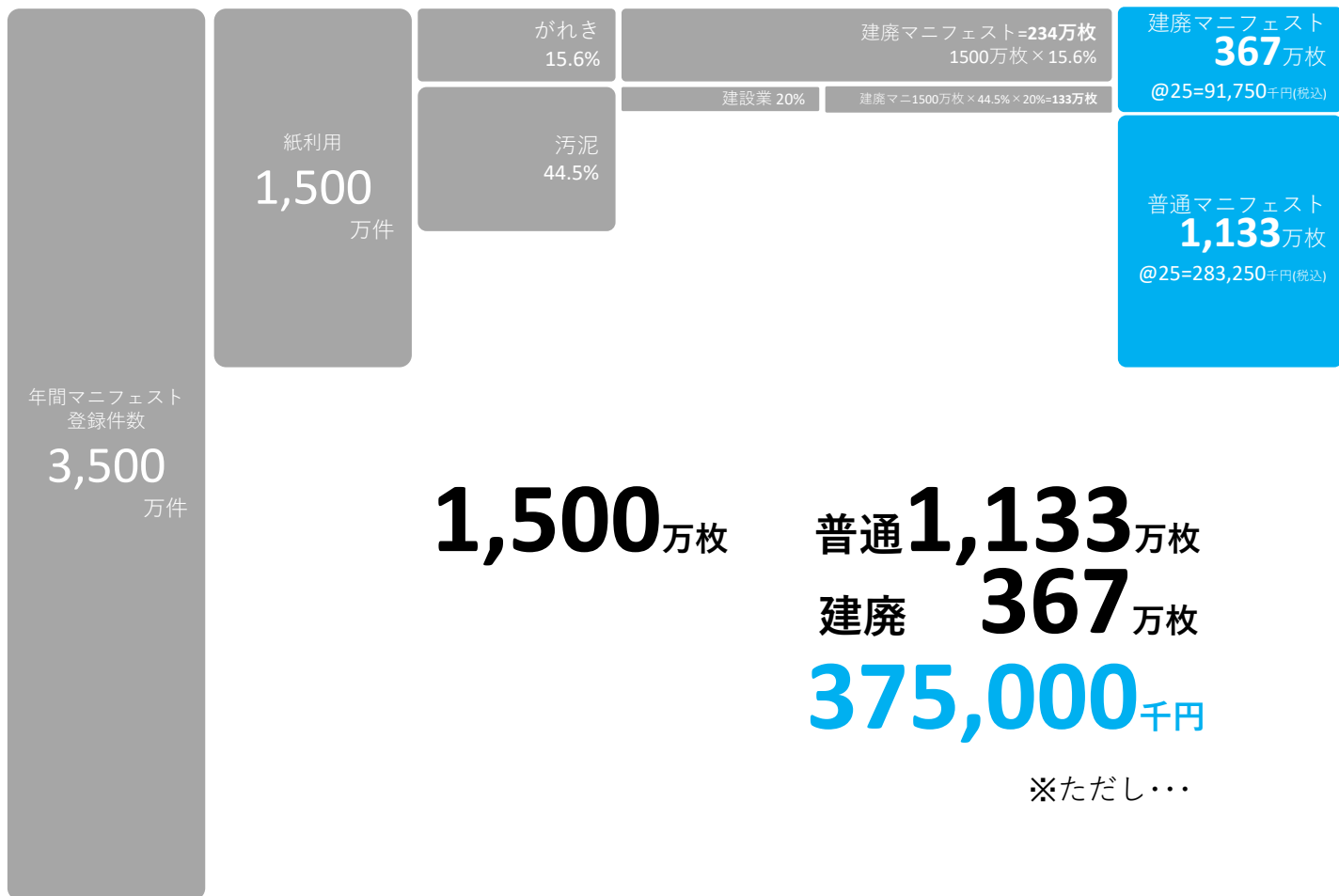
収集運搬業者（事務所） → 排出事業場（〇×工場 排出現場）

電子マニフェストを利用している処理業者が、
自身が利用しているサービスの利用権を使い
電子マニフェストを利用していない
排出者等の電子マニフェスト作成のサポートを行う

電子マニフェスト普及の際の関係者のメリットデメリット

排出者等：デメリットの方が大きい人

各種協会



電子マニフェスト新スキーム案（金銭面）

収集運搬業者			
利用区分	収集運搬業者		
基本料 (1年間)	13,200円		
収集運搬業者の加入単位	任意（業者単位で加入、1業者の複数加入も可能）		

処分業者			
マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分(A料金、B料金)を選択してください。			
利用区分	処分報告機能のみ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
		A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	-	11円	(90件まで無料) 91件から22円
利用区分の目安となる年間登録件数	-	1,381件以上	1,380件以下

基本料金：13,200円

+

新プラン165,000円

A料金：26,400円

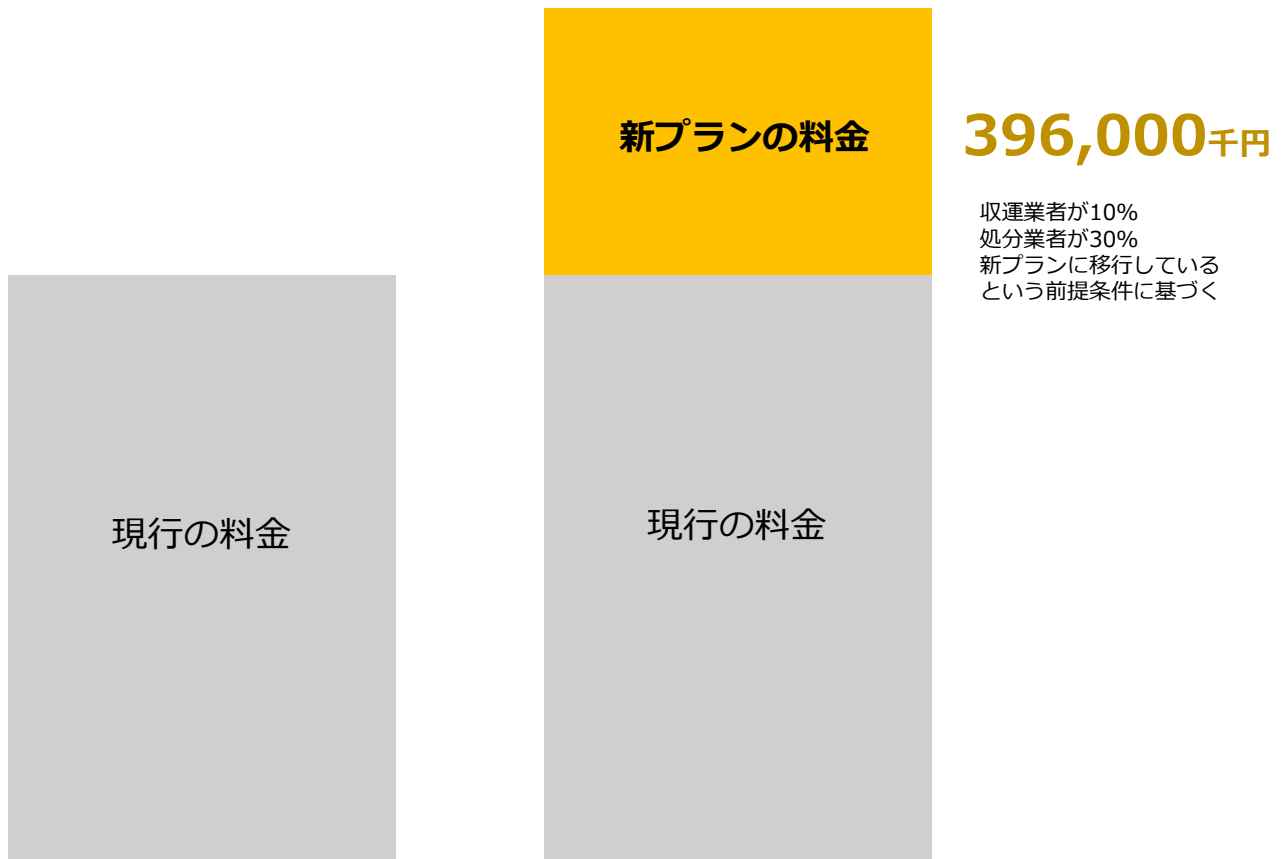
B料金：13,200円

+

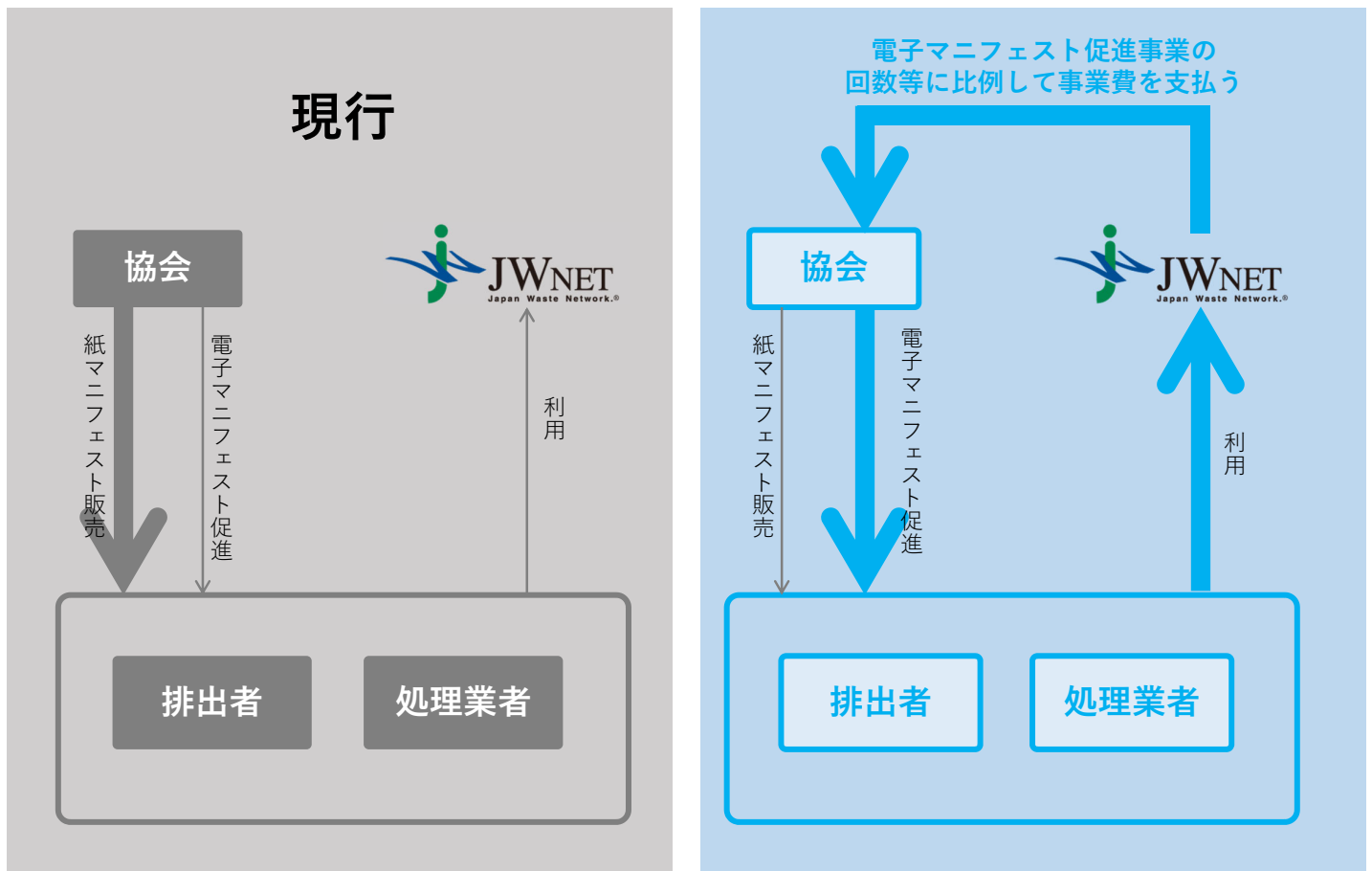
新プラン165,000円

付加価値(機能拡充)としての価格

電子Manifest新スキーム案（金銭面）



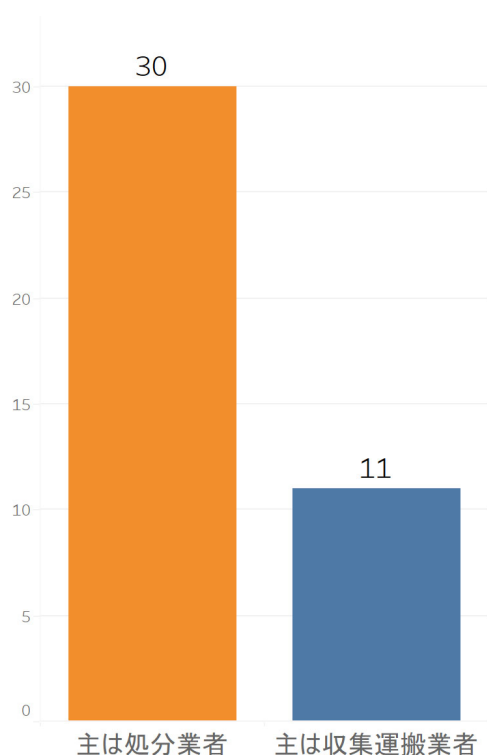
電子Manifest新スキーム案



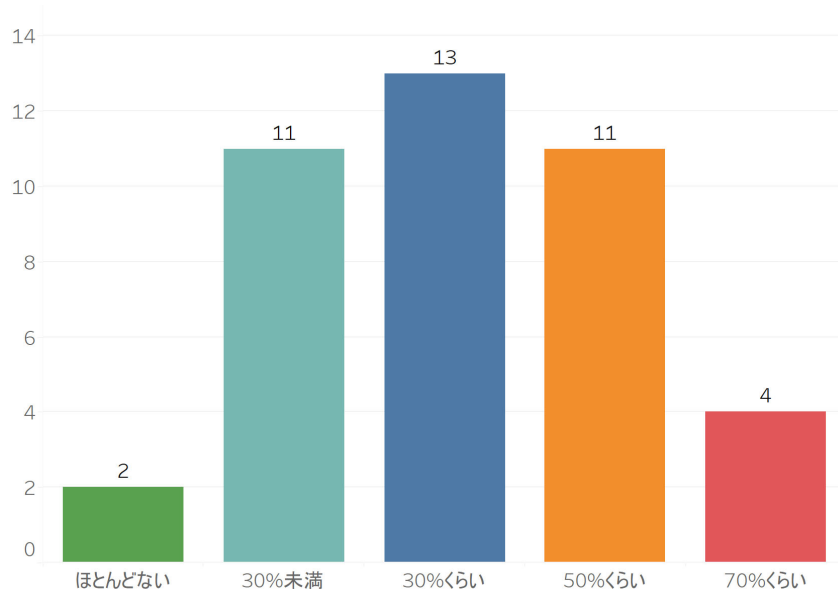
新スキームに関する疑問

処理業者の皆さんは
どう思っているんだろうか？

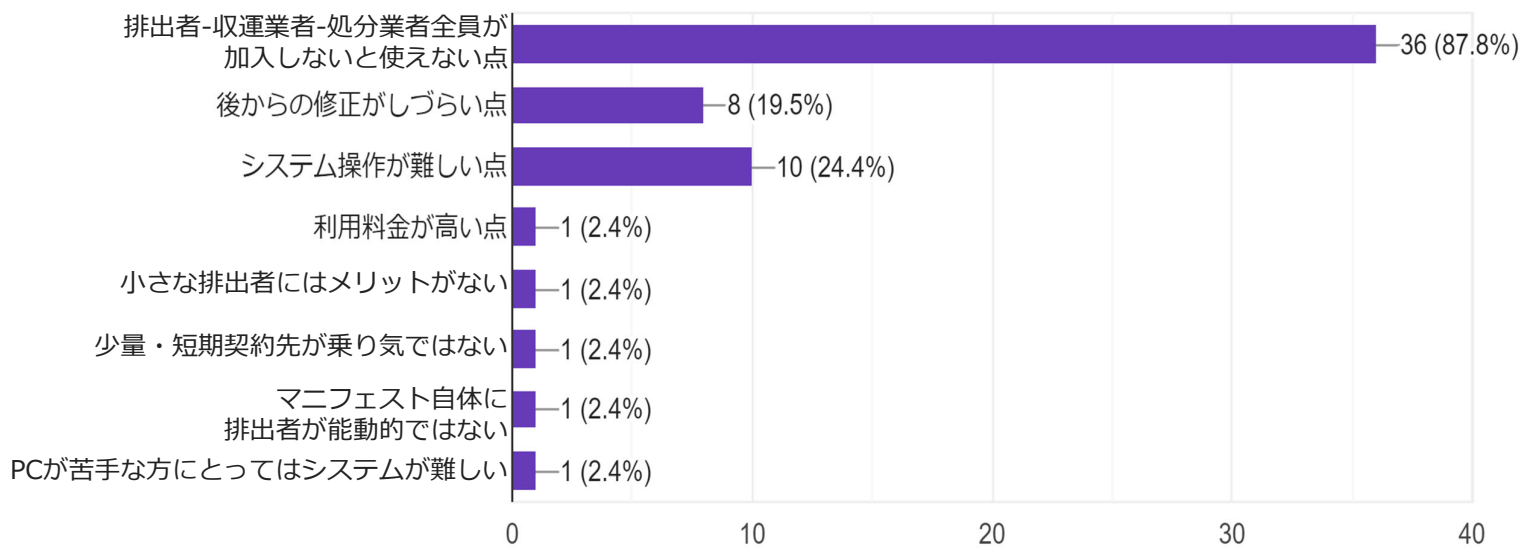
41の産廃処理事業者にアンケート実施



電子マニフェスト普及率

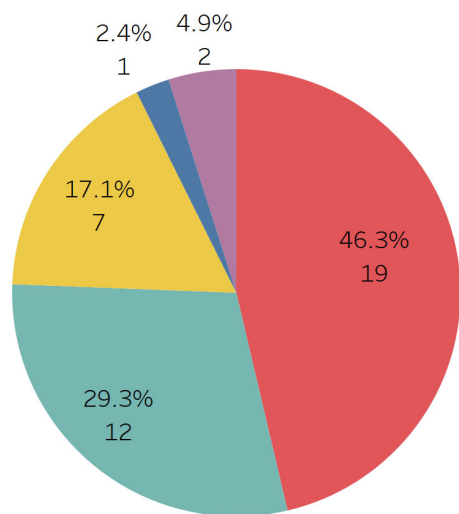


電子マニフェスト普及を阻害する仕組みの問題点は何だと感じますか？



排出者-収運業者-処分業者全員が加入しないと使えない点

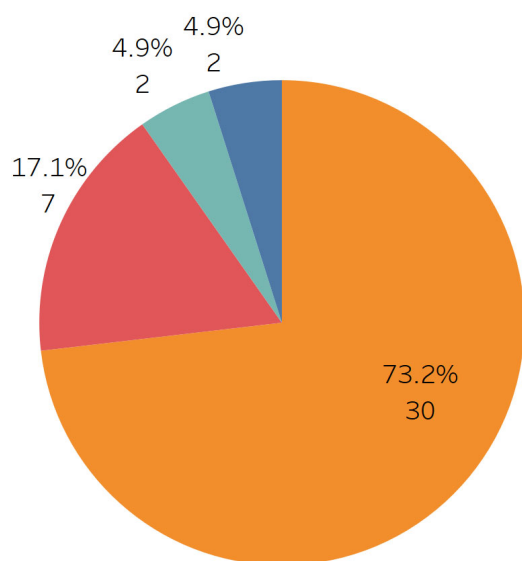
「自社さえ加入していれば電子マニフェストが利用できる」仕組みがある場合、自社の電子マニフェスト利用率は上がると思いますか？



**75%の方々が
ポジティブな意見**

- 上がると思う。できるならそうしたい。
- 絶対上がる。今すぐそうしてほしい。
- 変わらないと思う。できるに越したことはないが。
- そのような仕組みは利用したくない。
- その他

上記の仕組みが構築される場合、それに伴って
基本料金(毎年固定でかかる料金)が上がることにどう思われますか？



**90%の方々が
ポジティブな意見**

ただし、
165,000円とはアンケートの中で伝えていません(汗)

- 削減できる紙マニ管理コストと比較して、トータルコストが安ければ利用する
- 自社の電子マニフェスト化率が100%に近づくなら全然問題ない、いくらでも払う
- 利用しない
- その他

「新スキームに関する疑問」への回答

処理業者の皆さんは
どう思っているんだろうか？

悪くない！

1.電子マニフェスト普及の障害は 「全員加入が必須になっている」点。

利用にメリットを感じない人も加入が義務付けられている

2.「自社が加入していれば電子マニフェストが使える」 仕組みを導入することで利用促進の向上が図れる

3.新プランで得た追加収入を利用することで、 各種協会との調和もとれ推進が加速する。

環境省様への提言

電子マニフェストの 「全関係者の加入」撤廃

のきっかけづくり

以上です
ご清聴ありがとうございました。